

## 別表第11（第2条関係）

（平28条例18・追加、平29条例6・一部改正、令元条例6・一部改正）

## 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
<p>1 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第13において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この表から別表第13までにおいて同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から別表第13までにおいて同じ。）を有しないものをいう。以下この表から別表第13までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表から別表第13までにおいて同じ。）である場合</p> <p>（1）当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ（1）及び同号ロ（1）に規定する基準（次表において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>ア 非住宅部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの</p>	1 件	<p>非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては第1号又は第2号に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては第3号に規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあつては第1号又は第2号及び第3号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>224,000円（非住宅誘導基準適合証（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第13において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる</p>

イ 非住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表及び次表において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)357,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円)
(2) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準(次表において「誘導モデル建築物法基準」という。)を用いて評価を行う場合		
ア 非住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	86,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)
イ 非住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	142,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円)
(3) 当該建築物の住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。別表第13において同じ。)(住宅部分のうち住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分)(以下この表及び次表において単に「住宅部分」という。)について評価を行う場合		
ア 住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	67,000円 (住宅誘導基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(別表第13において「登録住宅性能評価機関」という。)が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表及び次表において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)
イ 住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	114,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)

2 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。次表及び別表第13において同じ。）の場合		
(1) 床面積の合計が200m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	34,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）
(2) 床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	37,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）

別表第12（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1 計画の変更の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては第1号又は第2号に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては第3号に規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあつては第1号又は第2号及び第3号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(1) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		
ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	224,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）
イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	357,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円）

(2) 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合		
ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）
イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	142,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円）
(3) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合		
ア 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	67,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）
イ 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	114,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）
2 計画の変更の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合		
(1) 計画の変更に係る床面積の合計が200m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	17,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円）
(2) 計画の変更に係る床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円）

別表第13（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1 認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		非住宅建築物にあつては第1号又は第2号に規定する手数料の額、共同住宅等にあつては第3号又は第4号に規定する手数料の額、複合建築物にあつては第1号又は第2号及び第3号又は第4号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(1) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イに規定する基準を用いて評価を行う場合		
ア 非住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	224,000円（非住宅基準適合証等（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上

		に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)
イ 非住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	357,000円 (非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、26,000円)
(2) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号ロに規定する基準を用いて評価を行う場合		
ア 非住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	86,000円 (非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
イ 非住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	142,000円 (非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、26,000円)
(3) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に規定する基準(以下この表において「性能基準」という。)を用いて評価を行う場合		
ア 住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	67,000円 (住宅基準適合証等(登録住宅性能評価機関が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が定めるその他の図書をいう。以下この表において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)
イ 住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	114,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
(4) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準(以下この表において「仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合		
ア 住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	32,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
イ 住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	56,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)

の		
2 認定を受けようとする建築物が 一戸建ての住宅で性能基準を用い て評価を行う場合 (1) 床面積の合計が200m <sup>2</sup> 未 満のもの (2) 床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以 上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件  1 件	34,000円（住宅基準適合証等の提出がある 場合にあっては、5,000円）  37,000円（住宅基準適合証等の提出がある 場合にあっては、5,000円）
3 認定を受けようとする建築物が 一戸建ての住宅で仕様基準を用い て評価を行う場合 (1) 床面積の合計が200m <sup>2</sup> 未 満のもの (2) 床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以 上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件  1 件	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある 場合にあっては、5,000円）  19,000円（住宅基準適合証等の提出がある 場合にあっては、5,000円）